

## **[事案 26-65] 入院給付金支払請求**

・平成 27 年 5 月 13 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

約款に定める「入院」に該当せず入院給付金が支払われないことを理由にその支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 23 年 3 月 13 日に自転車で転倒し、4 月 13 日に病院を初診、4 月 30 日から 8 月 21 日まで、転倒を原因とする腰背部打撲により同病院に入院したので、入院給付金を支払ってほしい。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、今回の入院は、約款に定める「入院」に該当しないので、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)受傷日翌日に受診した前医の診断は「左肋骨亀裂骨折」・「腰背部打撲」であり、受診日時点において、入院下での治療を要する程度の症状が認められなかった。
- (2)今回の入院は、受傷後 1 ヶ月以上経過してから開始している点、および「腰背部打撲」に対する一般的な治療経緯から、社会通念上、入院下での治療必要性はないと考えられる。
- (3)今回の入院期間中の治療内容は、他覚所見のない痛みに対する保存的加療である。
- (4)今回の入院は、被保険者の希望による入院である。
- (5)入院開始日から 1 週間後 3 日間連続外泊している。

### **<裁定の概要>**

#### 1. 裁定手続

- (1)裁定審査会は、当事者から提出された書面（診断書、カルテ、看護記録等を含む）にもとづき審理を行った。
- (2)約款規定について、一般消費者が通常どのように理解するかを考慮した。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の入院には約款が定義する「医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること」という意味での「入院」に該当すると認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。

### **<参考>**

○入院が、約款所定の「入院」に該当すると認められない理由は以下のとおり。

#### (1)約款規定

約款では、入院給付金は、被保険者（申立人）が、次の条件の全てを満たす入院をしたときに支払われると規定されている。その条件とは、①責任開始時以後に発生した不慮の事故を直接の原因とする入院であること、②傷害の治療を目的とする入院であること、③不慮の事故の日から起算して 180 日以内で、かつ特約の保険期間中に開始した入院であること、④同一の不慮の事故による特約の保険期間中の入院日数が継続して 5 日以上となったこと、および⑤病院または診療所への入院であること、の 5 点である。

(2) 「入院」該当性の判断

関係証拠によると以下の事実が認められる。

- ① 今回の入院の原因となった事故が発生したのは、入院した病院の診断書によると、平成 23 年 3 月 13 日であるところ、入院の開始は同年 4 月 30 日であり、事故の発生から 1 か月以上の間隔が空いている。
- ② 申立人は、平成 23 年 3 月 23 日に別の病院を受診しているが、入院に至らず、同病院には平成 23 年 3 月 23 日から同年 9 月 21 日まで通院している。  
また、同病院の初診においては「上記にて保存的」であるとの所見が示されている。
- ③ 入院した病院の診療証明書によると、入院は、本人の希望によるものであるとされている。
- ④ 平成 23 年 3 月 23 日に受診した病院の医師との面談時の確認報告書によると、レントゲン検査でははっきりとした所見は得られず、臨床的な判断で傷病を「左肋骨亀裂骨折」および「腰背部打撲」と診断したことが窺われる。
- ⑤ 申立人は、入院の開始日から 1 週間後の平成 23 年 5 月 7 日から同月 9 日にかけて、気分転換を目的とする外泊許可願いを提出し、3 日間の外泊をしている。また、同年 8 月 4 日から 7 日にかけて 4 日間の外泊もしている。